

発生件数	6,905件 (-313件)
死者数	76人 (+16人)
負傷者数	8,341人 (-607人)
死者全国ワースト3位 平成30年5月末(前年比)	

回覧



していただけますか

安全運転を

あなたは今

夏の交通安全運動

平成30年7月10日(火) ▶ 7月19日(木)

平成30年 夏の交通安全運動が始まります

夏休み時期は、子供や若者の解放感から起こる事故や海水浴など行楽地へ向かう交通量の増加などによる事故の発生が予想されます。また、依然として、高齢者が被害に遭う事故が後を絶たない状況が続いています。そこで、行楽シーズンを目前に控えたこの時期に、交通安全教育や広報・啓発活動を集中的に展開することにより、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

実施期間 平成30年7月10日(火)から7月19日(木)まで

スローガン ～ あなたは今 安全運転をしていますか ～

運動重点

- ① 子供と高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進(特に、「ちばサイクルルール」の周知徹底)
- ③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶



ゼブラ・ストップ活動

ゼブラ・ストップ活動とは、横断歩道の和製英語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて、「前方」・「ブレーキ」・「ライト」(3(サン)・ライト)をドライバーに強く意識してもらい、横断歩道手前での確実な「ストップ(一時停止)」を徹底することにより、横断歩道上の歩行者を保護することを目的とした活動です。車を運転するときは、「ゼブラ・ストップ活動」を実践し、交通事故をストップしましょう。

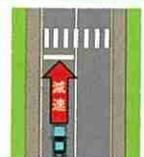
ゼ ぜんぽう 「前方」

前をよく見て安全運転、横断歩道に近づいたら、その周りに歩行者等がないか十分注意!



ブ 「ブレーキ」

渡ろうとする歩行者等がいるかもしれない場合は、横断歩道の手前で停まれる速度で進もう!



ラ 「ライト」

3(サン)・ライト運動

で道路横断中の交通事故防止!

3つのライトを推進して交通事故を防止しましょう。



3(サン)・ライト運動とは??

夕暮れ時から夜間にかけて多発している歩行者の道路横断中の事故防止を重点としています。

- ① ライト(前照灯)…早めのライト点灯、小まめな切り替え
- ② ライト・アップ(目立つ)…反射材、LEDライト等の活用
- ③ ライト(右)…右からの横断者にも注意

横断する歩行者がいたら、必ず「ストップ(一時停止)」で交通事故「ストップ」



ちばサイクルール

「ちばサイクルール」は平成29年4月に施行された「千葉県自転車条例」をより周知するために定めた、自転車利用者にとっていただきたいルールです。自転車事故防止には、車道の左側を走る、ながら運転をやめるなどの乗車中のルールを守ることにほかに、日ごろの点検整備や自転車保険加入など自転車に乗る前の準備が大切です。



自転車に乗る前のルール

- ① **自転車保険に入ろう**
じてんしゃ ほけん
 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- ② **点検整備をしよう**
てんけんせいび
 タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。
- ③ **反射器材を付けよう**
はんしゃ きざい
 車体の前後だけでなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。
- ④ **ヘルメットをかぶろう**
 特に、子ども(高校生以下)と高齢者(65歳以上)が自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- ⑤ **飲酒運転はやめよう**
いんしゅうんてん
 お酒を飲んだら絶対に運転しないようにしましょう。

自転車に乗るときのルール

- ① **車道の左側を走ろう**
しゃ どう ひだりがわ
 自転車は車の仲間で、車道通行が原則です。車道を通行するときは道路の左端に寄って通行しましょう。
- ② **歩いている人を優先しよう**
あるひと ゆうせん
 例外的に歩道を通行するときには、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- ③ **ながら運転はやめよう**
うんてん
 傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。
- ④ **交差点では安全確認しよう**
こうさてん あんぜんかくにん
 交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。
- ⑤ **夕方からライトをつけよう**
ゆうがた
 夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

※このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

命を守ります ヘルメットを着用しましょう

自転車乗車中の事故で亡くなった方のうち、5割以上が頭の怪我が原因です

自転車乗車中に事故にあうと、車体に強く打ち付けられたり、転倒して縁石や路面などに強打したりして、頭に大ケガをし、重い障害が残ったり、亡くなったりする確率が高くなります。ヘルメットを正しく着用することにより頭部損傷による死者の割合はおおよそ4分の1に軽減するというデータもあります。大切な命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット着用状態別 死者の割合

(平成19年～23年 全国)

※公益財団法人交通事故総合分析センターの分析による



自転車マナーアップ キャンペーンについて

平成30年5月12日(土)船橋市のビビット南船橋店にて自転車マナーアップキャンペーンが行われました。

キャンペーンでは、交通ルールの徹底と自転車文化の普及を図る活動を行う女性ロードチームユニット「ちゃりん娘」が交通安全トークを行ったほか、警察音楽隊による交通安全ふれあいコンサート、自転車シミュレーター体験、自転車安全利用に関する啓発物の配布等を行い、自転車の安全利用について周知しました。



幼児交通安全教育セミナー 参加者を募集します!

幼児交通安全教育を充実させ、幼児の関与する交通事故を防止し、幼児の交通安全教育指導者を育成するための実践的、専門的な研修を実施します。

日時

平成30年7月27日(金)

13時00分～15時40分(受付12時30分～)

会場

千葉県教育会館本館大ホール

千葉市中央区中央4-13-10

※駐車場がないため、公共交通機関の利用をお願いします

内容

講義1「幼児の特性と交通安全指導のポイントについて」

講義2「幼児に対する交通安全教育
～子供の飛び出し事故を防ぐには～」

講演：「子どもの道路横断の判断能力とは?
～交通安全教育における家庭・地域の役割～」

稲垣 具志さん

(日本大学理工学部交通システム工学科 助教)

定員

400人

問い合わせ先

県くらし安全推進課 交通安全対策室

電話 043(223)2263

◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページで巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

- 本所
県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾合同庁舎
東葛飾地域振興事務所4階 TEL 047-368-8000
- 安房合同庁舎
安房地域振興事務所1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部
くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263